

令和2年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、近年における経済取引の広域化、国際化及びICT化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

1 査察調査の概要

【令和2年度の取組】

○ 検察庁に告発した件数は30件、脱税総額（告発分）は26億円

悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、30件を検察庁に告発、告発した査察事案に係る脱税総額は26億円でした。1件当たりの脱税額は総額分86百万円、告発分85百万円と前年度より増加したほか、告発率は85.7%となりました。

○ 消費税の輸出免税制度を悪用した消費税不正受還付・国際事案のほか、その他の時流に即した社会的波及効果の高い事案を積極的に告発

金地金の輸出販売を偽装し、消費税の輸出免税制度を悪用した消費税不正受還付事案及び海外法人に対する架空原価を計上するなど、海外取引に絡む国際事案などを積極的に告発しました。

その他、いわゆる貧困ビジネスや不妊治療専門医、介護施設事案など、時流に即した社会的波及効果の高い事案を告発しました。

【令和2年度中の主な判決】

○ 32件の一審判決全てに有罪判決が言い渡されたほか、法人税法違反幫助の再犯者に実刑判決

最も重い実刑判決は、査察事件単独に係るものでは懲役2年6月、また、法人2社の脱税を助け容易にした協力者に対して、法人税法違反の幫助犯（査察事件単独・再犯者）として全国初の実刑判決が出されました。

2 重点事案への取組

令和2年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果の高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案については積極的に取り組み、令和2年度は6件を告発しました。また、消費税の輸出免税制度などを利用した消費税不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であることから、引き続き積極的に取り組み、令和2年度は4件を告発しました。

年度	平成 28	29	30	令和 元	2
告発件数	件 8	件 9	件 12	件 7	件 6

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

(参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	平成 28	29	30	令和 元	2
告発件数	件 2	件 3	件 6	件 2	件 4
不正受還付額	百万円 9	百万円 324	百万円 1,483	百万円 50	百万円 65

(注) 1 告発件数は、ほ脱犯との併合を含む。

2 不正受還付額は、未遂の還付額を含む(加算税を除く)。

トピック1 金地金の輸出販売を装った消費税不正受還付事案を告発

消費税の輸出免税制度を悪用し、金地金の国内取引を輸出取引に仮装する手口により還付申告を行った消費税不正受還付事案を告発しました。

【事例】

A社は、国内の金地金取扱業者に金地金を販売(課税取引)していたものですが、香港法人に販売したと仮装する方法により輸出売上(免税取引)を計上し、不正に消費税の還付を受け、または免れていました。

(2) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告によるほ脱犯について積極的に取り組み、令和2年度は2件を告発しました。

また、単純無申告ほ脱犯を適用した事案は1件を告発しました。

年度	平成 28	29	30	令和 元	2
告発件数	内2件 3	内1件 4	内3件 6	内2件 5	内1件 2

(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

(参考) 単純無申告ほ脱犯（故意の申告書不提出によるほ脱犯）の規定は、悪質性の高い無申告に厳正に対処するため、平成23年に創設されました。

トピック2 測量会社の無申告ほ脱事案を告発

測量業務等に係る売上代金を借名名義の預金口座に入金させるなどの方法により、所得を秘匿していた法人税の無申告ほ脱事案を告発しました。

【事例】

B社は、不動産売買に伴う測量、設計及び土地家屋調査業務を行うものですが、実質経営者であるCは、売上代金を借名名義の預金口座に入金させ、B社に売上がないよう仮装する方法により所得を秘匿し、法人税の確定申告書を提出しないで法定納期限を徒過させ、もって不正の行為により、法人税を免れていました。

(3) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国際的な脱税への対応が求められています。

このような状況の中、消費税の輸出免税制度を悪用した消費税不正受還付事案や海外に不正資金を隠すなどの国際事案に積極的に取り組み、令和2年度は11件を告発しました。

年度	平成 28	29	30	令和 元	2
告発件数	件 7	件 5	件 10	件 13	件 11

トピック3 海外法人を利用して法人税を免れた宝飾品製造会社を告発

宝飾品の製造により多額の利益があつたにもかかわらず、事業実態のない香港法人を利用して架空の原価を計上した法人税ほ脱事案を告発しました。

【事例】

D社は、国内外からダイヤモンド等を仕入れ、宝飾品として製造・加工し、国内の宝飾品販売会社に販売するものですが、香港法人に対する架空の原価（材料費）を計上するとともに、香港に開設された同法人名義預金口座に不正資金を送金し、留保するなどの方法により法人税を免れていました。

(4) その他の社会的波及効果の高い事案

時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。

トピック4 生活保護受給者に宿泊施設を提供する貧困ビジネス事案を告発

生活困窮者が受給した生活保護費を収入源とする、いわゆる貧困ビジネスによる利益の一部を除外していたグループ法人を告発しました。

【事例】

E社ほか3社は、ホームレスやネットカフェ難民等の生活困窮者に宿泊施設を提供し、受給した生活保護費から家賃収入を得ていたグループ法人ですが、現金で回収した家賃収入の一部を除外するなどして法人税を免れていました。

トピック5 対外受精・不妊治療専門クリニックの医師を告発

不妊治療の体外受精などの費用は自由診療の治療費として保険適用外となっておりますが、患者から現金で受け取った自由診療の治療費を収入から除外していた医師を告発しました。

【事例】

Fは、自由診療に係る窓口現金売上の管理表を改ざんし、現金収入の一部を除外するほか、中国在住の知人に対して架空の広告宣伝費を計上するなどして所得税を免れていました。

トピック6 認知症の高齢者が入居する介護施設を経営する会社を告発

生活保護を受ける認知症の高齢者などが入居するグループホーム（認知症の高齢者に特化した地域密着型介護施設）を複数経営する会社を告発しました。

【事例】

G社ほか1社は、認知症の高齢者などの入居者から現金で受け取った入居費用及び介護給付費を売上から除外するほか、支払った事実のない架空の経費を計上するなどして法人税を免れていました。

3 不正資金の留保状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、その他に、不動産、有価証券、暗号資産及び高級車両の取得費用並びに海外カジノを含むギャンブル等の遊興費に充てられていた事例もみられました。

脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 寝室ベッド下の収納スペースの中（法人税法違反）
- クローゼット内のスーツケースの中（法人税法違反）
- 個人及び関係法人名義で契約した貸金庫の中（所得税法違反）

に現金を隠していた事例などがありました。

4 査察事件の一審判決の状況

令和2年度中に一審判決が言い渡された件数は32件であり、その全てに有罪判決が出され、実刑判決が3人に出されました。

なお、実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独に係るものが懲役2年6月でした。

トピック7 法人税法違反幫助の再犯者に実刑判決

法人2社の脱税を助け容易にした協力者に対して、法人税法違反の幫助犯（査察事件単独・再犯者）として全国初の実刑判決が出されました。

【事例】

Hは、I社及びJ社が法人税を免れた際、その情を知りながら、I社及びJ社から架空の雑損失又は不動産手数料名目で自身が代表者を務める会社名義の預金口座に入金させるなどし、当該各犯行を容易にしました。

Hは、過去に本件と同種の法人税法違反幫助により罰金刑及び執行猶予付きの懲役刑の有罪判決を受け、同執行猶予期間中に本件犯行に及び、罰金800万円のほか、懲役10月の実刑判決を受けました。

5 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目 \ 年度	平成 28	29	30	令和 元	2
着手件数	57件	63件	51件	52件	35件
処理件数(A)	66	60	58	58	35
告発件数(B)	41	37	35	37	30
告発率(B/A)	62.1%	61.7%	60.3%	63.8%	85.7%

(2) 脱税額の状況

項目 \ 年度	平成 28	29	30	令和 元	2	
脱税額	総額 百万円	4,967	5,998	5,743	4,710	2,995
	同上1件 当たり	75	100	99	81	86
	告発分 百万円	3,469	3,752	4,790	2,998	2,564
	同上1件 当たり	85	101	137	81	85

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分 \ 年度	平成 28	29	30	令和 元	2
所得税	3件	5件	2件	1件	2件
法人税	30	22	18	29	22
相続税	—	—	—	—	—
消費税	内2 8	内3 9	内6 12	内2 7	内4 6
源泉所得税	—	1	3	—	—
合計	41	37	35	37	30

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む。）の告発件数である。

ロ 税目別の脱税額

区分	年度				
	平成 28	29	30	令和 元	2
所得税	百万円 295	百万円 626	百万円 269	百万円 89	百万円 301
法人税	2,815	2,237	1,825	2,552	1,643
相続税	—	—	—	—	—
消費税	359	781	2,502	357	620
源泉所得税	—	108	194	—	—
合計	3,469	3,752	4,790	2,998	2,564

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

平成30		令和元		2	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
建設業	6	不動産業	9	不動産業	9
不動産業	5	下水道管調査	5	建設業	3

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	① 判決 件数	② 有罪 件数	有罪率 (②/①) %	実刑判決 人数	③	④	⑤
					1件当たり 犯則税額 百万円	1人当たり 懲役月数 月	1人(社)当 たり罰金額 百万円
平成 30	内2 40	内2 40	100.0	内1 3	78	13.8	17
令和 元	内3 43	内3 43	100.0	内1 2	56	15.7	16
2	内0 32	内0 32	100.0	内0 3	71	18.2	21

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。